



新設・建替・撤去を行う場合→まちづくり課まで



【私道防犯灯設置・建替・撤去等の補助】

申請期間・・・令和7年4月から12月末まで

※上記申請期間以外でも、緊急と認めた場合は、随時対応しますのでご相談ください。

※必ず工事前にご相談ください。相談なく建て替えられた場合は、補助金を交付することができません。

対象経費・・・私道防犯灯の新設・建替・撤去工事代

対 象・・・私道上に設置してある防犯灯で、老朽が著しく建替・撤去等を要するものの及び防犯上新たに設置を要すると認められるもの。(防犯灯には、町会名を除き、広告物が掲示又は記入されないこと。)

補助金額・・・申請の内容によって工種が異なり、これにより補助金額が変わります。

申請書にご記入になる前にまちづくり係に金額の確認をお願いします。

問合せ先・・・港区麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係 TEL：5114-8803